

今できることを、みんなで一つずつ

◆活動を通して伝えたいこと

最近は虐待する親と一緒に住んでいるより、離した方が子どもにとって幸せだと言われます。確かにそうですが、親と離れた子どもがその後どうなるのか、養護施設の実態を知っている方は少ないです。施設では衣食住は保障されますが、18才過ぎてからの「心のケア」までは十分ではありません。「アニー基金」の活動を通して、施設の子ども達や里子にも目を向けてほしいと願います。

看護士を目指し進学するため、入学金と授業料を借りました。
奨学金ももらいました。



自立費用としてアパート代25万円を借りました。
がんばって返済中!



T・Nさん
小山ホーム在籍 / 看護専門学校に進学
45万円の貸出でした。

T・T君
市原学園卒業、
20歳で仕事のためアパートをみつけた。

◆子ども達に伝えていること

契約なので印鑑を押す前に、ちゃんと契約書を読んでもらう。そして、収入印紙も用意してもらいます。社会に出る第一歩をしっかり身につけてもらう。全国の寄付金を寄してくれた人たちのために、借りた分をしっかり返済してもらう。また、のちに続けていく後輩のためにも、『支援のエール』を贈っています。

老人介護資格を取得するために10万円を借りましたが、18才に完済!
仕事で介護をずっとやっています。



就職が決まったので、運転免許をとるために借りました。



Y・Aさん
香取学園。17歳で老人介護資格を取得するために10万円を借りました。

K・K君
富浦学園在籍後、機械の修理メンテナンスのある会社に就職希望。

◆募金のお願い

将来的にはどの都道府県でもこの貸付制度はあるべきだと思います。進学する際の補助金なども、自治体によって子どもへの対応がまちまちで不公平です。沢山の子に貸したいけれど資金がなければできません。また、1口で2,000円の会費は大口の寄付でなくても、細く長くつながってくれる理解者・支援者に集まってほしいと願っています。さらに年4回のプロジェクト通信も送らせていただきます

保育科の入学金と授業料を借りました。
今返済中です!



大病、怪我など緊急に医療費がかかった時に費用をたててもらいました。



M・Kさん
野の花の家在籍。
幼稚園教諭を取得。
2年間で60万借りて、現在返済中。

K.Y.君
里子 19歳
保証人が必要なときに手続き代行もしてもらいました。

特別非営利活動法人

「アニー基金」プロジェクトとは・・・

日本国憲法の児童福祉法は0歳～18歳までが、この子ども達の生活と就学を援助することになっています。大学に行く場合は20歳までです。しかし、18歳を過ぎてしまうと原則的に全ての援助措置は打ち切られます。

せめて、「全ての子ども達に20歳までの措置の延長を」と多くの関係者や団体が願っています。そこで困難な状況に陥った子どもをみかねた私達が『子ども達の人生の可能性を少しでも広げたい』という思いを込めて、「アニー基金」を立ち上げました。

このアニー基金は皆様の会費と各種事業(バザー、後援会等)の収益、団体及び助成団体からの支援金で成り立っています。1口で2,000円の会費です。大口の寄付でなくとも、「細く長く子ども達につながってくれる理解者・支援者に集まってほしい」と願っています。

会費 年間2,000円

振込銀行 ゆうちょ銀行

口座番号 00100-0-41587

口座名 NPO「アニー基金」プロジェクト
(お振込み手数料は当方が負担します)



アニー基金

NPO 法人 子どもの教育・生活支援

アニー基金プロジェクト

代表 日高 真智子

〒270-0101

千葉県流山市東深井 392-13

TEL & FAX 04-7154-0649

【運営要綱】

第1条 (目的)

本要綱は、特別非営利活動法人「アニー基金」プロジェクト定款第2章第3条に基づき「アニー基金」の貸出し等の手続きを定めるものです。

第2条 (貸付対象者及び費用)

- (1) 児童養護施設卒園予定者及び卒園者と里子経験者。
- (2) 医科歯科治療費の実費負担額(入院費用等を含む)。

1 疾病につき本人負担額3万円を超える場合に限ります。

- (3) 自活のために免許取得のための費用、アパート代。

- (4) 進学のために必要な入学金や授業料(30万以内)

- (5) 自立達成のために必要な運転免許等の資格取得に要する費用

第3条 (貸付条件)

「アニー基金」の貸付条件は次の通りです

- (1) 貸付限度額・・・原則として1人1回につき30万円以内

- (2) 貸付期間・・・貸付金額により、1年～5年以内。

- (3) 利息・・・無利息とします。

(注) 期限後の返済は遅延損害金を別に定める。

- (4) 保証人・・・支払いを確実に後押ししてくれる人。

(連帯保証人は必要としない。)

- (5) 返済条件・・・

①本人と協議して柔軟に定める。

②支払い期限後に一括返済を原則とする。

(本人の生活状況を考慮し相談に応じる)

第4条 (貸付手続き)

「アニー基金」の貸付を受けようとする者は次に従って申請する

- (1) 申請者の養育家庭制度上の里親または里親であった人、児童養護施設の施設長または、本人の親族(以下、推薦者とする)は、申請者の該当欄に推薦理由を記入し、署名(自署)・押印して申請する。

- (2) 「アニー基金」プロジェクト運営委員会は、貸付の可否を審査し決定する

①基金への申し込み(電話または書面)

②本人と運営委員の面接、相談、協議

③申請書類の記入(印鑑が必要です)

④運営委員会の審査

⑤文書にて結果のお知らせ

A. 審査が通った人――

- a. 契約書作成
- b. 返済計画書の作成
- c. 資金の振込み
- d. 領収書コピーの提出(郵送可)

B. 審査が通らなかった人――

- a. 希望により、他の方法の相談と紹介
- b. 国または県その他の機関からの補助金等の紹介、申請手続き代行

以上の手続きにより、速やかに支援・救済の措置をとります。

メールアドレス : annykikin@tbn.t-com.ne.jp

ホームページ : <http://www.npo.lsnet.ne.jp/annykikin/>

— 流山市民活動団体公益事業補助金により作成 —



今じたかことを、みるほど一つずつ

ー 実親と共に暮らさない子ども達のためにー

特定非営利活動法人
子供の教育・生活支援

「アニー基金」プロジェクト

